



英吉利國條約並稅則
全

洋学文庫
文庫 8
C 377



英吉利國條約英稅則



晴保氏日記書

帝國大日本大君と大親利太泥亞からい意向榮
去の女王と永く親睦此意を堅く一且其各臣
民貿易の交通と容易おせん事と欲し一此平和
懇親からい貿易の條約およせん事を成し
日本大君も水野筑後も永升書著以升上候書
瑞織初正若瀬肥後も津田守之常おけ事を成し
親利太泥亞からい意向榮去此女王八月本小

執たるエルゲンエンキンカルギンふ命ト双方委任の
書と照應し七ヶ文此條と合議決定を

第一條

日本大君と額利太泥亜おらひ意而榮去の女王其
總族共世々と其互の所願居民の間ふ永久の平和
懇懇ありし

第二條

日本大君もロンドン不在尚ある政事おらひ收人と
任ト英も額利太泥亜此各港の中不在尚ある諸元
條の收人おらひ貿易を委置する收人と任しし其
政事おらひ收人おらひ願するもの取條此收人を故
障なく額利太泥亜の國內を旅行するし

額利太泥亜おらひ意而榮去の女王おらひ在
尚あるためのでプロマチーキアгент英も此條約定

額利太泥垂貿易の爲ふ開きたる日本の各港に中
ふ在場あるコンシユル或ハコンシユライルアゲントを命じ
其ゴロマチーキアゲントおよりびコンシユルゼ子ライルを故障
なく日本開港を結ぶまで

第三條

神奈川長崎箱館港およりび町を安政六年六月

二月 西洋紀元千八百六十九年七月一日 小額利太泥垂居民はたぬ小開

港—其外次ふりふ町の場を初浪の色り額利太
泥垂居民の爲小開く港—

兵庫年七月より九月十二月の後より 千八百六十九年一月一日

新潟若杉初合の事あらは代りの港を日本の

西海岸は年七月より九月十六ヶ月の後より 千八百六十九年一月一日

開く港—

幕末戦せ—各港およりび町をおわく額利太泥垂民

113
民居留と許すべし一彼等一箇の地を賃と以て借りて
地ふらるる建物賃費の半物多く且煙草倉庫を建
する事と許すべし一是と違ふに托し一要害の
場布と當むべし一此世に於て一むる為る建物
と當て修補する時日本役人見分する事當然
すべし

額利を泥 亞呂民その建物けたあ清る一箇の場
かようの港々の規定ハ各所の日本役人と額利を泥
亞コンシユルと定むべし一若同き一がたつた時ハ其事件を
日本政府と額利太泥 亞ヂプロマチーキアセントふル
を定むべし一むる一其居留場の周圍より門牆と及び
出入自主めまへし
日本開港の場布ふおわく額利太泥 亞呂民控分の
規定たのこし

神奈川

大御門筋を沿うと地ハ各方へ凡十里

箱館

各方へ凡十里

兵庫

系船を准る事十里の地ハ船利太泥屋人立入所
若小舟を方角を除き各方へ十里且兵庫小舟船の
系船ハ徳島門より海濱との川筋を頼りて

船々里敷ハ各港此等形而又ハ舟用船より

陸路の程度あり

長崎

其町の周圍ふある舟料を頼りて

新堀ハ浴室の上境界を定む

江戸

午七月より九月中ヶ月の後より 千八百二十二年
一月一日

大坂

同前九月二十ヶ月の後より 千八百二十二年
一月一日

右二ヶ所ハ只高賣をのみたれふのみ逗留

屋一此等所ふおわく船利太泥屋民家屋

と便儀似く傍々人き相違ある一區の場所

おろし歩形を人き便程を過て日本役人と

船利太泥屋チブロマチーキアゲントと定むへ

第四條

日本に在る權利を泥重居民の間より起る事ハ權利
を泥重日本人の裁断ありとす

第五條

權利を泥重居民に對し惡事とある日本人有
日本國人ありし日本法を以て起る罪あり日本
人或有外國の居民に對し惡事とある權利を泥

重居民にコンシユル或有他の友人に起し權利を
泥重の法を以て起る罪あり裁断は双方におかれ
偏頗ありとす

第六條

權利を泥重日本人に起る事ハ起る事あり
ニル權利を起る事ありコンシユル時味の上實に
小重とある事あり第一條より日本人より權利を泥

世人小就てコンシユルへ欲を為さず事あるとも又コンシユル
実を以て又之を以て人々を以て若しコンシユル是を以て之を以て
日本商人へ中を以て之を以て然るの判断とありて

第七條

額利太泥亞人日本商人は通債ありて候ふと存り
又ち好曲ありて時をコンシユルあると裁断ありて
候りてむと日本商人の額利太泥亞人通債あり

此も日本商人は其の額利太泥亞人通債ありて
日本奉許所額利太泥亞人コンシユルハ双方の商人の通債
と候ふ事あり

第八條

在尚の額利太泥亞人日本の職民を雇ひ使用するに
先ん奉許あり

第九條

在苗の額利太泥垂人自ら其國の宗有を念し許す
と在苗の場不_レ營む支障あり

第十條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種の目量を以て
通用せしむ

双方此國人互に拍賣を拂ふ日本と外國との貨
幣を用ふる事妨る

日本外國此貨幣ハ慣例はしむる間港の法元_一事
の間各港の役不_レより日本此貨幣を以て額利太泥垂
人於_レ其引智法せし_一法也_一の分別ハ差出_レる
及_レる

日本諸貨幣ハ^{細條と}輸出せしむる事を得_レ并外國の金銀
ハ貨幣と濫るも濫らざるも輸出せしむ

第十一條

額利太泥亜海軍の爲用意の品を神奈川長崎箱館
の内は陸揚し庫内は納め額利太泥亜商人守護する
その運上の少減不及を以て若し米を賣拂ふ時を賣
得る人より額定の運上を日本政府に代む人

第十二條

額利太泥亜船日本海岸より被航又は漂着し或る
危難を遭ふ事を知らば其所の日本人を救助
する救助を加へて救済せしむるに送る後人

第十三條

額利太泥亜高船日本の開する港より来る時英額定
の租税及び通債拂済する港とある時水先案内を
存し申渡すたる人

第十四條

額利太泥亜人開する各港より諸品物を輸入し賣拂

又ハ買入並輸出せらるる事自由あり
制禁外の品物積定の運上納税せよるを他の運上
と辨ふ事あり

軍用の積物日本及びその外へ賣へるは其外國人互
の取引ハ若様何れも其あり

双方の國人品物と賣買せらるる事總て許さるる事
方等不納くハ日本及人並其外國人は其日人ハ

額利太泥運入より得る品物賣買し或は不納せ
る事俱々妨るる事

第十又條

日本此運上取らるる品物其の價或好ありと意を
する所を運上及びその相違の價を付する品物と買入る
事と其の價一ノ高主若し其品物其の運上取らるる
付けらるる價不納く運上と細むるハ其先其の付ら

其價を以て賣る買と爲す

第十六條

輸入の貨物定例に運上拂済の上日本入より四
中へ搬送するとも別運上と爲さざる事なり

第十七條

額利太泥亜高船開きたる港より品物と輸入し税定
の運上納済の控書有是と爲し其品物を他より開き

ある港より揚子江揚子江と爲すとも重税を取らざらん

第十八條

開きたる港より日本商人密商奸曲を防ぐ事相當
此規則と爲す

第十九條

過料の上その類を於て日本及び其屬土人

第二十條

此條約は添へる高法の別冊と本書同種双方の臣
民互に遵守せしむ

日本貴官又主事任乃役人と日本よ來る領利を
泥重國のチプロマチーキアгентと此條約の規則毎
別冊の條と全納せしむる爲の規條を後判と逆
とす

第二十一條

此條約を日本英吉利及和蘭領ありし書し各翻譯を
同義同意のし和蘭翻譯をとりて見しむ

和蘭領利太泥重乃チプロマチーキアгент及コンシユライ
ルアгентより日本國人より此公事れ書を成る向
後英領領りし書しむる此條約調判の月日より
五ヶ年の間を日本或は和蘭の證書を添へし

第二十二條

兩國の條約乃實地を驗し改革せん事を求むる時其二年前より通達し之を再驗を爲す其事ハ今より九十四年の後不問也

第二十二條

日本政府より向後外國の政府及居民は將て其特殊の地を親利太泥亞政府國民へも同様の免許あり

第二十四條

此本書を日本よりハ大君の御名と奥印或署し親利太泥亞よりハ如王自ら名を記し之を個々一年乃月江戸に於て取替すべし右取極乃其後安政五年七月十八日江戸に於て其を載する兩國の役人署名を記し個々其の地

税
別

水野筑後守 系押

永井玄蕃頭 日

井上伝濃 日

堀 織部 正 日

岩瀬肥後守 日

津田半三郎 日

日本開きたる港よりおのれく船利右泥垂高及

貿易の章程

第一則

日本開港の場より船利右泥垂高船入洋次第一十

四時中

船利右泥垂の高八時
但日曜日を除く

小船又其路より者

より日本及び右へ船利右泥垂コンシユルの積取の書付を

書出さるる

此清取書と船利右泥面圖の控を總ぐる船員録
其外の書類と船利右泥面コンシユルハ別けある
儘の書たり

其の真者ともその船の差金書と申すべし

右に入洋の船れ名を船の仕出場の港の港名
噸數船司或は改定する者名を船主船旅人の
名船組有之員
總入る 一船の船組人數を總ぐるもの

一々書面の西相違なき旨を船司或は改定する
もの奥書いしに控とて商人の名前を總
ぐる海のものなり

同時ふ其船積荷の荷書と取書と控へ
右もその荷物に記号を小番付且に入目付數等
と送状と控へ書不写し荷物引交先の人々の名
張記せ海のものなり

船中用之の品物此目録も告書へ加ふ也

但船中用之の品も書面の趣相違なれ有様目又

ち改定するとの書一其名前を記すべし

此告書此交面相違の虞日本十二寸

額利大泥垂の二十四寸
但日曜日を除く

の中ふり附き改るたおわくちと料の少減ふ及び

若し船後減ふなり書改るた又も告書ふ書入しと

新ふおわくちと十又ドルラルのと料と日本収布へ

納むべし

積荷想目録告書中ふ載はる品を陸揚せしむ

おわくち其品二重の運上と日本収布へ納むべし

船司或ち改定するもの入港の人数納方書書の

初限後と附とと料と一月毎に毎ふ六十ドル

ラルのと料と日本収布へ納むべし

第二別

日本政府より其港内入津の船軍艦を除く小運上
改此役人糸組まする故当然あり

糸組の者も右役人に對し不敬なき丁寧
な取扱へし船中へ威文相當の用便となす

夜中八日本役所より待しなり
は荷揚船船々出入口荷物は皆蓋戸口メリ口と夜
中八日本役人遣と郵或る不封し其の取付紙

なり蓋魚一葉一併しあく尾を聞き又を鏡印
封と破り函物を引出等のものも其記せる人
五十ドルラルの送料を日本役所へ送る

日本役所へ函物の差金書と出さるる荷物
の或る其事を謀るる事と次の条に定む
ある蓋取押へ日本役所へ取上る

荷物の中積荷目録を載しる事と取違し蓋取

網を減せんと仕組あるものも多品を日本及び
取上る

日本此間より港に密賣買をなすは勿論を
仕組有る鮑利を泥鰻船を其品を日本及び取
上の上紀せ給ふは千ドルラルの正料を納むべし
修儀の多め入洋此船を運上なく積荷を陸揚し
日本及び取上るべし

等の諸入用の相違の候を申すべし

若き若物の内は賣拂ふ時を若物丈の鑑定の色
日本及び取上ると納むべし

積荷を同港内の他船へ移す時は日本及び取上り
の上事情明白に相分り免状と受る上は定の
運上が

海所の輸入の禁制ある故若日本高賣より

額利を泥重船海行の量目三介以上船中ふ所持
まき付其数量ハ日本商人取上魚一且海行茂密
高し或るを事を得る軍ハ海行一介あとお十又
ドルラルの三料を日本収取ハ取上へ

第二則

品物送る荷主又ハ引受人のそのよう入津の荷
物と陸揚せんとまき取者ハ積荷の着出書状

日本収取ふお上へ

此書面を荷主又ハ引受人此名並積送りとする
船の名称物乃此号書付を積荷の介数石高
毎品の代料と總あり其惣メ高と其書付の末ふ
總むへ

船と世差書付を持主又ハ引受人總する備あり
價と申する書面は日本収取の總定ふおれり

隠し為相ふき控授とて海名番紙記を魚一
右の通積前目録表出等の書類日本及不ふ表出
右書付引合せ積前用意不等五調海とて不物とも
日本及所の終りたる一

日本及人の通表とて海名物の内或ハ惣体と定
式の色改む一

右運上及不引上げ改る事ある時を輸入人の失

費お掛まつ成文品物の換せざる様よのめ一改海
のよら素のこく取始末とて一む取調方格外時
目と費はとと一

為主或は輸入人様指更此取改海及所より引渡
はと引以希輸入の途中
日本及不人等とて
四番の事とて 破壊損

傷の品々心附とて人よりと運上及所ふ
申立とて取扱ふ職業の塵潔あるもの友人以上出

會社組のしらせを荷物あつち換へると歩割は
—其他号書数との不陸書不認也—を日本役
人を含むて組人署名を記す—右の陸札並に
持系の差出書へ添書するの用を引落す—を條
約第十又々條の五條の五運上役所ふく取扱ふ事
故障あり—

備運上船海の後運上役所より陸揚不若陸免許
状と後す—所物後方を運上役所より船中ふ
くも其者れ預ふは—

輸少と極りある荷物を船に輸送する前度と運
上役所へ船名荷物の記号書付入字介数量目
性合英代料と記せる差出書付と出—書函の無
解仍なき申紙輸出人等陸授—も其名前と
認む—

運上及取入者少一以前船中へ積込るる者甚小
運上及取入者少一海の上禁制の品紙竊よる積
乃因へ入者少一及の上日本及取入者少一船中
商用の品又と余組旅客の商用衣類等と運上
及取入者少一及取入者少一

第四則

出港手数を船入船とる日本十三時

新利太泥重
二十四時

前二

運上及取入者少一以前船中へ積込るる者甚小
運上及取入者少一海の上禁制の品紙竊よる積
乃因へ入者少一及の上日本及取入者少一船中
商用の品又と余組旅客の商用衣類等と運上
及取入者少一及取入者少一

新利太泥重軍艦八入港出港運上及取入者少一
及取入者少一及取入者少一

額利太泥垂飛脚の爲に蒸氣船を入港出港の
敷を一月より一月未満に上陸する旅客を
外に告書を出す書面の枚数を一人とも何ヶ
度にも入港の出港の枚数を一人とも何ヶ
薪木食料等用意せしめ入港の懸渡船或は陸船
其積荷の告書を出さざる一人とも若し其積荷
賣拂いんと輸入時と第一則のを定式輸入
の敷を一人とも何ヶ度にも入港の出港の枚数を一人とも何ヶ

税則及よ條約書中船舶と唱ふるものハニキツク。
バルクブリツキ。スクー子ル。スルーパ。蒸氣船等を綴る
のみにあり

第五則

日本運上役所の規則に違ひある船隻は積荷
目録と出さず且し此書と名簿と此書並に其犯

またあつては二百二十五ドルラルのと料と日本及び
細む色

第六別

噸税を日本開港の場所よかめく額利太泥垂高
船より取立はといへともた乃艘室の色其地と此運
上及び細む色

吾船の入港を敷ふ付二十五ドルラル

吾船の出港を敷ふ付七ドルラル

是々の免状ふ付十五ドルラル

場所よく健固状ふ付十五ドルラル

其外の名書ふ付十五ドルラル

第七別

惣て日本開港の場所へ陸揚する物品よめたの運
上目録ふ付其地の運上及び細む租税と納む

第一類

貨幣より造りある金銀及び造りある金銀膏

用の衣服家敷及び高賣のためふせはる書籍

何れも日本居留のころ未だ新者の所持の品

ふ限る趣一

右の品より運上なり

第二類

凡て船の造立綱具修復或ハ船装のため用

ゆる品々繚漁具此類

陸濱食物の諸類

パン菓及パンの粉

生々乾鳥獸類

石炭

家産造るための枳木米穀蕪粕の器械木綿

及羊毛の織物の

トタン 鉛錫 生絹

右此品々も五分の運上と納むる

第二之類

初く蒸溜或は醸し種々其製法もく違りたる

一切の酒類

右此之類も五分の運上と納むる

第三之類

凡て前條に挙ぐる品々の何れも亦ら其割の

運上と納むる

金銀貨幣 棹柄の外 初て日本に産し種々と

あつて輸出する品物も五分此運上と納むる

米 麥 小麦 日本産此類 利右泥 運上人 麥 船

索 組たるもの 及 船中 旅 客 食料 の たる 免 乃 用

意を興へしも後病として輸出は去る事と許
さる

額利太泥亜船めく開きしむる港に持りしりし
外國の穀物も陸にせしむる時を放逐し
要し輸出しし

日本産より水の洞を日本要用の港分向きの
時を公けられめく賣渡しし

神奈川と開港の後又々年より日本或ハ額利
太泥亜政府に望みしりし出港入港の税則を在
徴す魚

- 水野筑後守 死押
- 永井玄蕃頭 同
- 井上伝濃守 同
- 堀 織部正 同

岩瀬肥後書 日

津田半三郎 日

大洲五右衛門左衛門入道の御孫
津田半三郎の御孫

